

ロシア連邦大統領令

ロシア連邦重要インフラ施設の安全確保のための措置について

特別軍事作戦の実施期間中におけるロシア連邦の重要インフラ施設の安全に対する脅威の増大に鑑み、ならびに2002年1月30日付連邦憲法的法律第1-FKZ号「戒厳について」、1996年5月31日付連邦法第61-FZ号「防衛について」および2010年12月28日付連邦法第390-FZ号「安全について」にしたがって、以下を決定する：

1. ロシア連邦の重要インフラ施設（以下、「重要インフラ施設」）の安全を確保するための措置を事業者が講じず、もしくは適時に講じない場合、またはロシア連邦の法規文書もしくは重要インフラ施設の安全確保の権限を有する機関の決定が定める安全確保に対する要求事項に事業者が違反した場合、または重要インフラ施設の安全もしくは正常な機能に対する脅威を事業者が生じさせた場合（無人航空機を用いた攻撃の脅威を阻止することを直接の目的とする措置の実施が実効性に欠けることが判明した場合を含む）、または当該施設の機能の復旧を事業者が行わず、もしくは適時に行わない場合においては、ロシア連邦大統領の指示にもとづいて下されるロシア連邦政府の決定にしたがい、以下を対象として、一時的管理を導入することができるものとする：

- a) ロシア連邦領内に所在する事業者の動産および不動産の全部または一部；
- b) 事業者が保有する、有価証券およびロシア法人の定款（拠出）資本金における持分；
- c) 事業者に帰属する財産権。

2. 一時的管理が導入された場合における一時的管理者は、ロシア連邦大統領の指示にもとづくロシア連邦政府の一時的管理導入に関する決定が別段の者を定めていないかぎり、連邦国家資産管理局とする。

3. 一時的管理者は次に掲げる事項を行う：

a) 一時的管理下にある、動産および不動産、有価証券、ロシア法人の定款（共同）資本金における持分、ならびに財産権（以下、「財産」）の所有者としての権限の行使。ただし、当該財産を処分する権限の行使をのぞく；

b) 一時的管理下にある財産の目録の作成および当該財産の保全の確保に関する職責の遂行。

4. 財産の一時的管理に係る費用の支弁には、当該財産の利用から生ずる収益を充てる。

5. 財産の一時的管理は、ロシア連邦大統領の指示にもとづいて下されるロシア連邦政府の決定にしたがって終了する。

6. 本令においては：

a) 事業者とは次に掲げるものをいう：

2006年7月26日付連邦法第135-FZ号「競争の保護について」第4条第5項が定める基準に適合する組織および自然人；

1996年4月22日付連邦法第39-FZ号「有価証券市場について」第2条第1項第24号に定めるロシア法人支配者であって、外国国家ならびに国家の連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関、外国組織、外国市民、または無国籍者である者；

b) 重要インフラ施設とは、燃料・エネルギー産業施設、産業施設、通信施設、公共インフラ施設、運輸・物流インフラ施設（輸送・物流複合施設を含む）、エネルギー施設（原子力エネルギー施設を含む）、生活インフラ施設、きわめて重要で潜在的に危険な施設、ならびにロシア連邦の安全保障、経済的安定および国民生活の維持のために特に重要な意義を有するその他の施設をいう。

7. 本令はそれが公布された日を以て発効する。

ロシア連邦大統領

V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2026年8月24日

第604号